

記載例

第16号様式（要綱第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

重症患者認定申請書			
受診者氏名	茅ヶ崎 花子	生年月日	平成30年8月1日
受給者番号（新規申請の場合は不要）			
小児慢性特定疾病の名称	福山型先天性筋ジストロフィー		
申請区分（該当する申請区分に☑をつけてください）	新規申請者は該当しません		
<input type="checkbox"/> 高額治療継続者	費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者（医療費総額が5万円を超えた月数が申請月以前の12か月以内に6回以上）		<input type="checkbox"/> 自己負担上限額管理票（写し） <input type="checkbox"/> 指定医療機関発行の領収書と診療明細書（写し） ※上記のいずれか1つ
<input checked="" type="checkbox"/> 療養負担過重患者（重症患者）	基準①に該当する者（裏面基準の状態がおおむね以下のとおりであること）	対象部位	基準に該当する項目に○
		眼	
		聴器	
		上肢	
	下肢	○	
	脊・脊柱		
	身体の機能		
	疾患群	基準に該当する項目に○	
	基準②に該当する者（裏面基準の治療状況等の状態に該当）	悪性新生物	
		慢性腎疾患	
慢性呼吸器疾患			
慢性心疾患			
先天性代謝異常			
神経・筋疾患			
慢性消化器疾患			
染色体又は遺伝子異常を伴う症候群			
皮膚疾患			
骨系統疾患			
脈管系疾患			
添付する証明書類（該当する項目に☑）			
<input checked="" type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療意見書			
<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳（写し）			
<input type="checkbox"/> その他（ ）			
※裏面基準に適合していることを確認できる資料を添付してください。			

【提出書類②】医療意見書の「病名」に記載されている疾病名を記入してください。

基準①②の内容は申請書裏面を参照し、該当するものに○をつけてください。

医療意見書（【提出書類②】）は、変更申請の場合も必ず必要です。そのほか、基準①に該当する場合は身体障害者手帳か障害年金証書の写し（【提出書類⑫】）を添付してください。基準②に該当する場合は医療意見書以外の添付書類は原則、必要ありません。

以上のとおり、重症患者の認定を申請します。

令和2年8月5日 申請書を提出される日（郵送の場合は投函日）を記入してください。

神奈川県 平塚 保健福祉事務所長 殿

申請者 住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7

お住まいの地域を所管する保健福祉事務所名を記載してください。

氏名 茅ヶ崎 太郎



備考 氏名を本人が自筆で記入し

医療費支給認定申請書の申請者（変更申請の場合には医療受給者証に記載されている保護者）と同じ方にしてください。自署、または記名押印のどちらかとしてください。

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの） 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの） 一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの） 両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横すわりのいずれもできないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療症状等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの